

入札・契約制度の一部見直しについて

入札・契約制度に係る以下の内容について、この度、見直しを行いましたので報告いたします。

1 長期継続契約に係る労務費の変動を反映した契約金額の変更

区はこれまで、「長期継続契約」の契約金額については契約期間内の労務費等の上昇分を見込んだ契約となっているため、仕様内容の変更によるもの以外は契約金額の変更を行わない運用としていたが、昨今の急激な労務費・物価の高騰から、契約金額の変更を行う運用に見直すこととする。

(1) 対象となる契約

長期継続契約のうち、年間を通じて継続的かつ日常的に役務の提供を受ける委託契約（例：建物清掃、施設管理、受付業務など）。

※機械警備、機器保守点検、システム保守の契約は変更対象外とする。

(2) 運用の内容

ア 令和7年度以前に締結した契約

(ア) 令和7年度に生じた労務費の上昇分への対応

- a 令和6年度までに締結した上記(1)「対象となる契約」に該当する委託契約のうち、履行中の特定公契約を対象とする。
- b 変更額は契約金額のうち労務費に相当する部分に、労働報酬下限額が適用される労働者の賃金上昇率等に乗じて算出した金額を目安とする。
- c 必要となる経費は、第4回区議会定例会に補正予算案を提出する。
- d 事業者からの協議を受け、令和7年度当初に遡及して契約変更を行う。

(イ) 令和8年度以降の上昇分への対応

- a 令和7年度までに締結した上記(1)「対象となる契約」に該当する委託契約を対象とする。
- b 変更額は契約金額のうち労務費に相当する部分に、以下の2点のいずれかの上昇率に乗じて算出した金額を目安とする。
 - ・特定公契約の場合は労働報酬下限額が適用される労働者の賃金の上昇率
 - ・特定公契約以外の場合は最低賃金が適用される労働者の上昇率
- c 必要となる予算は、令和8年度以降当初予算に計上する。

イ 令和8年度以降に新たに締結する契約

「(1) 対象となる契約」に該当する委託契約にはスライド条項を導入し、適切な価格転嫁を行う。

※スライド条項とは、賃金及び物価水準の変動に伴い、契約金額の変更を請求することができる特約条項のことをいう。

工事請負契約と同様に「事業者負担」として、残委託業務量の1%相当額をスライド額から差し引くものとする。詳細については別途検討する。

2 工事請負契約に係る前払金の見直し

前払金は、工事請負事業者の着工資金を確保し、資金調達に係る金利負担の軽減、資金繰りの改善や、労働者・下請企業等への早期支払いの確保等の効果があり、円滑な工事施工のために、必要不可欠なものである。

近年、資材・人件費の高騰により、事業者の資金調達に係る負担が、大きなものとなっていることから、以下のとおり前払金の算定式の見直しを行うこととする。

(1) 見直し内容

契約種別	現行	見直し後
工事	契約金額2億5千万円以下の部分の 4割 契約金額2億5千万円超の部分の 2割	契約金額の 4割

(2) 適用開始日

令和8年4月1日（適用開始日以降に発注する案件を対象とする）